

2015年（平成27年）8月31日

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 山口俊一 殿
消費者庁長官 板東久美子 殿

不招請勧誘規制を求める関西連絡会

世話人：国府泰道（弁護士，大阪弁護士会所属）
長谷川彰（弁護士，京都弁護士会所属）
山崎省吾（弁護士，兵庫県弁護士会所属）
山崎敏彦（弁護士，先物・証券被害問題研究会（大阪））
浅田奈津子（司法書士，大阪司法書士会所属）
牧野直人（司法書士，大阪司法書士会所属）
ミシェル・タン（研究者）
飯田秀男（全大阪消費者団体連絡会 事務局長）
連絡先：リード総合法律会計事務所（弁護士吉田実）
（TEL06-6282-0007 FAX06-6282-0005）

抗議意見書

私たちは，消費者被害に取り組む弁護士，司法書士，消費生活相談員や消費者団体，研究者が不招請勧誘に対する規制を求めて結成した連絡会です。

8月28日，消費者庁取引対策課長の人事異動が報道発表されました。山田正人課長は就任してまだ1年余りしか経っておらず，異例の人事異動と言えます。山田課長は就任後所管の特定商取引法の改正に向けた作業に取りかかっていました。従来から，霞ヶ関では手がけた法律改正を仕上げても他に異動するのが一般的で，山田課長の就任時期からしても改正作業を引き続き担当するのが当然であり，その意味では今回の課長異動は特定商取引法の改正作業から山田課長を外す人事であって，その点でも異例と言うべきものです。

山田課長は特定商取引法専門調査会の審議に消費者庁として審議資料を収集・提供するなど特商法改正審議に熱心に取り組んでいました。他方で，同専門調査会で事業者委員が勧誘規制に対して強く反対しており，一部の事業者団体が政治的圧力を利用して法改正を阻止しようとした動きがあったことから，今回の異動はそういった圧力に消費者庁が屈したのではないかと懸念されるところです。

消費者庁は，これまでの省庁が産業育成のための行政であったことの反省から，消費者の権利擁護を使命とする省庁として設立されたもので，消費者の利益の擁護及び増進等を任務としています（消費者庁及び消費者委員会設置法3条）。時として産業界の意向と対立した政策の企画立案に取り組まざるをえないことは必然とも言える性格を持っています。

一部事業者団体の強い反対意見がある中で消費者の権利擁護のために所管事項の企画立案を進めようとしていた担当課長を異動させ特定商取引法の改正作業から外すことは，消費者庁の自殺行為とも言えます。私たちは，このような人事異動を敢行した消費者庁に対し断固抗議します。

9月以降の特定商取引法専門調査会において勧誘規制強化に向けた審議が専門的見地から公正に進められるよう求めます。

以上